

総会開催結果

作成日：令和2年8月31日

1	総会名	令和2年7月 大槌町農業委員会定例総会			
2	開催日時	令和2年7月22日（水） 午前10時00分			
3	開催場所	大槌町役場3階 中会議室			
4	出席者の 状況  ○：出席 ×：欠席	農 業 委 員			
		議席番号	役 職	氏 名	出欠
		8	会長	佐々木 重吾	○
		7	会長職務代理者	阿部 義正	○
		1		三浦 英俊	○
		2		阿部 成子	○
		3		北田 和紀	○
		5		藤原 長英	○
		6		兼澤 修悟	○
		農地利用最適化推進委員			
			担当地域	氏 名	出欠
		金沢		三浦 幸保	○
				阿部 美智子	○
		小鍬		藤原 市之助	○
				川崎 郷泉	○
		上京・町方・吉里吉里・浪板		佐々木 和之	×
三浦 茂男	○				
農業委員会事務局	事務局長 道又 英樹	主幹 祝田 茂			
5	議 事		付議	承認	
6	報 告	・農地法第3条の3第1項の規定による届出について（2件）			
	議 案	・農地法第5条の規定による許可申請について	4	4	
		・農地法適用外証明願について	1	1	
		・農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に係る利用権設定について	11	11	
		・農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に係る農地利用配分計画（案）について	2	2	
6	その他	・連絡事項等（次回の現地調査、総会の日程、研修について）			

総 会 議 事 録

議 長	<p><b>【開会 午前 10 時 00 分】</b></p> <p>おはようございます。 定刻となりましたので、只今より令和 2 年 7 月大槌町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の農業委員の出席状況を報告いたします。委員の定数 7 名全員の出席ですので、本日の総会は成立しておりますことを報告いたします。 (本日、農地利用最適化推進委員の佐々木和之推進委員より欠席の旨連絡がありましたので、報告いたします。)</p> <p>日程第 1 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。令和 2 年 7 月総会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。 これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしという声あり)</p> <p>異議なしと認め、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。</p> <p>日程第 2 議事録署名委員の指名を行います。 それでは、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしという声あり)</p> <p>ご異議ございませんので、 5 番 藤原長英委員と 6 番 兼澤修悟委員を指名いたします。</p> <p>日程第 3 諸般の報告を行います。 では、事務局、お願いいたします。</p>
事務局長	(資料 4 ページを読み上げ。)
議長	続きますので、日程第 4 議案第 9 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、関連しますので番号 1 から 3 番まで一括で上程します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	(以下、資料 5 ページの議案書を朗読)
議長	只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、三浦英俊委員、三浦茂男推進委員から所見を伺います。
三浦英俊委員	対象土地は、一時転用により既に店舗及び駐車場として利用されており、近隣の農地にも支障がないことから承認してもよろしいと思えます。
議長	農地法第 5 条の規定に基づく許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局長	資料 8 ページから 13 ページの「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見書・調査書」をご覧ください。

	<p>(以下、抜粋説明)</p> <p>「転用事項」の「用途」ですが、「その他の建物用地」に、「許可基準からみた意見と理由」の「農地の区分」は「都市計画法に規定する用途地域（第1種住居地域）に定められていることから 第3種農地に該当します。転用目的ですが、第3種農地であることから、原則許可できるとなっております。</p> <p>「目的実現の確実性」については、転用申請者は、資金計画についても銀行からの残高証明等で確認しており、確実性は判断できると見込まれます。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、採決いたします。 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成ですので、「許可相当」とします。なお、この案件は合計で 3,000 m<sup>2</sup>を超える転用ですので、岩手県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行い、許可後に沿岸広域振興局に進達します。</p> <p>続きまして、番号4について上程します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>(以下、資料5ページの議案書を朗読)</p>
議長	<p>只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、三浦英俊委員、三浦茂男推進委員から所見を伺います。</p>
三浦英俊委員	<p>当地は震災で仮設住宅が建設されていた土地でその後撤去されております。終了後は畑として盛土するということです。</p>
議長	<p>農地法第5条の規定に基づく許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>資料14、15ページの「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見書・調査書」をご覧ください。</p> <p>(以下、抜粋説明)</p> <p>「用途」ですが、「その他の施設用地」に該当、「農地の区分」は「大槌町農業振興地域整備計画に定める農用地区域内農地に該当します。転用目的ですが、農振計画への影響を与えない3年以内の一時転用であります。</p> <p>「目的実現の確実性」については、転用申請者は、砂利採取法、河川法等に基づく許可等も受けております。また、資力についても銀行口座から確認しており、確実性は判断できると見込まれます。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。</p>

阿部義正職務代理者	浚渫した土砂を運搬して仮置きするという説明であるが、どの辺から土砂を持ってくるのか。
事務局	今のところの計画は小鍬川からとのこと。
兼澤修悟委員	一時転用終了後は 50 c m 盛土するということであるが、今の表土は採らないでそのまま盛土するのか。
事務局	地権者の同意書では、そのまま盛土することとなっている。
議長	よろしいですか。それでは、採決いたします。 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員賛成)  全員賛成ですので、「許可相当」として沿岸広域振興局へ進達します。  続きまして、日程第 5 議案第 10 号「農地法の適用外証明願い」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	(以下、資料 5 ページの議案書を朗読)
議長	只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、三浦英俊委員、三浦茂男推進委員から所見を伺います。
三浦英俊委員	当地は図面のとおり勾配がすごく、昔はりんご、桃等の果樹を植えていた。その後仮設住宅用地として 2 段にして貸していたが、傾斜もあり、農地として使用するの難しく外の用途に活用した方がよいと考える。
議長	農地法の適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局長	農地法の適用外証明の範囲に掲げる、「法令により転用制限の例外とされており、農地統制の適用を受けないで、農地又は採草放牧地以外のものになっている土地」に該当すると判断されますので、証明をしても問題ないと思われま
議長	それでは、質疑に入ります。只今の地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。  (質問、意見なし)
北田和紀委員	地権者は、将来的にどのように使いたいとの具体的な話はあるのか。
事務局長	地権者の方も活用についてはまだ決めかねているようである。

議長	<p>よろしいですか。それでは、採決いたします。 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり「相当」として「農地法の適用外証明願いに係る現地確認書」の(写し)を沿岸広域振興局へ送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第11号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に係る利用権設定」について、関連しますので、番号1から番号11までを上程いたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局長	(以下、資料6ページの議案書を朗読、説明。)
議長	それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明について発言のある方は、挙手願います。
阿部義正職務代理者	農地中間管理機構を使った事業であるが、今は田んぼ一反歩あたりどのくらいの金額で借りているのか。
議長	町内はみんな4,000円にしている。それでお願いしている。少し高いくらい。現行は使用貸借が多くなり、料金が発生してこないものも多い。耕作できないところが多い、この10年は払いたいと思っているが、その後の10年は相談させていただきたいと思っている。
議長	<p>よろしいですか。それでは、採決いたします。 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に係る農用地利用配分計画(案)」についてですが、 大槌町農業委員会会則 第17条「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない。」により、私、佐々木重吾が退出いたします。 このことにより、阿部義正会長職務代理者に議長をお願いいたします。</p> <p>(阿部義正会長職務代理者、議長席へ)</p>
議長代理	<p>&lt;議長代理&gt; <u>阿部義正会長職務代理者</u> 佐々木重吾会長に代わりまして、議長代理を務めさせていただきます。よろしく願います。</p> <p>それでは、番号1について、事務局より議案の朗読と説明を願います。</p>
事務局長	(以下、資料7ページの議案書の番号1を朗読、説明。)
議長代理	<p>それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明について発言のある方は、挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

	<p>よろしいですか。それでは、採決いたします。 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>それでは、佐々木重吾会長にお戻りいただきます。</p> <p>(佐々木重吾会長、入室)</p>
議長	<p>阿部義正会長職務代理者、ありがとうございました。 続きまして、日程第8 報告第2号「農地法第3条の3 第1項の規定による届出について」、番号2・3を報告いたします。 事務局より、資料の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(以下、資料7ページの議案書を朗読。)</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。只今の事務局からの報告について、発言のある方は、挙手願います。</p>
阿部義正職務代理者	<p>田・畑併せて約3反歩であるが、現状どうなっているのか。</p>
藤原市之助推進委員	<p>●●●●さんが田んぼは借りて作っている。畑は耕作放棄地になっている。 多面的で草刈はしている。</p>
議長	<p>本日の議案は、以上です。 その他として、何かありますか。</p>
事務局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後の予定・・・資料11ページを参照</li> <li>●新山の風力発電の更新の状況について説明</li> </ul>
議長	<p>以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。 これをもって、農業委員会7月総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。 【閉会 午前11時00分】</p>